

伊勢原市戸籍等証明書の不正取得に係る本人通知事務要綱

(目的)

第1条 この要綱は、戸籍等証明書の不正取得が行われた場合に、戸籍等を不正取得された者(以下「被取得者」という。)に対してその事実を通知することにより、被取得者の権利利益を保護し、及びその侵害を防止し、もって基本的人権の擁護に資するとともに、不正取得の抑止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 戸籍等 戸籍法(昭和22年法律第224号。以下「法」という。)に規定する戸籍全部事項証明書(除籍されたもの及び改製されたもの(以下「除籍等」という。))を含む。)、戸籍個人事項証明書(除籍等を含む。)、戸籍一部事項証明書(除籍等を含む。))及び戸籍届出書記載事項証明書並びに住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に規定する住民票の写し(消除されたもの及び改製されたものを含む。)、住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写し(消除されたもの及び改製されたものを含む。)をいう。
- (2) 不正取得 偽りその他不正の手段により戸籍等の交付を請求し、受けることをいう。
- (3) 本人 被取得者であり、かつ、不正取得者による戸籍等の交付請求書(職務上請求書を含む。)に交付請求対象者として記載された者(交付請求対象者の法定代理人を含む。)をいう。
- (4) 特定事務受任者 弁護士(弁護士法人を含む。)、司法書士(司法書士法人を含む。)、土地家屋調査士(土地家屋調査法人を含む。)、税理士(税理士法人を含む。)、社会保険労務士(社会保険労務士法人を含む。)、弁理士(特許業務法人を含む。)、海事代理士又は行政書士(行政書士法人を含む。)をいう。
- (5) 職務上請求書 特定事務受任者の所属する団体が発行した、戸籍等の交付を請求する書類をいう。

(適用対象)

第3条 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。

- (1) 不正取得者が、法第133条若しくは第134条又は住基法第47条第2号の規定の違反事件に係る判決又は決定が確定し、罰金刑等に処せられたとき。
- (2) 特定事務受任者が、国、県その他関係機関から偽造又は紛失の通知があった職務上請求書を使用して戸籍等を不正取得した事実が明らかになったとき。
- (3) 前各号のほか、国、県その他関係機関からの情報提供を受け、不正取得を行った事実が明らかになったとき。

(通知対象)

第4条 市長は、次の各号のいずれにも該当する場合、その事実を本人に通知するものとする。ただし、本人が死亡している場合及び本人が特定できない場合は、当該戸籍等の交付請求書に記載された戸籍筆頭者又は住民票世帯主に対して通知する。

(1) 前条第1号の規定により罰金刑等に処せられた者、第2号の規定に該当する特定事務受任者又は第3号の規定に該当する不正取得者が、本市に対して戸籍等の交付請求をしたことが確認できたとき。

(2) 不正取得された戸籍等に係る交付請求書が、伊勢原市行政文書取扱規程（昭和63年伊勢原市訓令第2号）第9条及び第47条の規定に基づき保存されているとき。

(3) 本人の住所又は所在地が確認できるとき。

2 前項の規定にかかわらず、本人が当該戸籍等不正取得の事実を知り得ている場合は通知しないことができる。

（通知方法等）

第5条 市長は、実質的な被害の有無にかかわらず、本人に係る戸籍等の請求及び取得の事実について通知するものとする。

2 前項の規定により通知する項目は、次のとおりとする。

(1) 請求対象者の氏名

(2) 請求の種別及び通数

(3) 請求の本籍又は住所

(4) 請求の筆頭者又は世帯主の氏名

(5) 利用目的に関する事項

(6) 交付年月日

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

3 第1項の規定による通知は、書面により、簡易書留郵便等送達が確認できる方法により行うものとする。

4 第1項の通知に当たっては、伊勢原市個人情報保護条例（平成19年伊勢原市条例第9号。以下「条例」という。）第9条の規定を遵守し、プライバシーの保護に十分配慮した上で行わなければならない。

（通知後の対応）

第6条 市長は、前条第1項の規定による通知を受けた者から、当該不正取得に係る相談等があった場合は、次により適切な措置を講ずるものとする。

(1) 人権侵害等について相談があった場合は、人権擁護部署が連携して対応するとともに、相談の内容に応じて関係機関への連絡等の対応を行うものとする。

(2) 債権、相続等について相談があった場合には、法律相談を行っている機関を紹介する。

(3) 条例第17条の規定に基づく開示手続を速やかに案内する。

(不正取得した者の所属団体への改善要請)

第7条 市長は、戸籍等を不正取得した者が特定事務受任者であるときは、特定事務受任者が所属する団体に対して、必要に応じて再発防止への取組を要請するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成26年4月18日告示第74号)

(施行期日)

1 この告示は、平成26年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、平成24年4月1日からこの要綱の施行の日の前日までに、すでに明らかになった不正取得については、第3条に規定する適用対象とみなし、この要綱を適用する。

(参考)

〇〇〇第〇〇号

年 月 日

様

伊勢原市長 印

第三者による戸籍謄本、住民票の写し等の不正取得に関するお知らせ

平素は、本市行政に対して御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、この度、戸籍謄本や住民票の写し等（以下「戸籍謄本等」という。）が、本人以外の第三者により不正な手段で取得されるという事件の発生が、関係機関からの通知等により明らかになりました。

この件を調査したところ、不正取得者が本市においても戸籍謄本等の交付を受けていることが判明し、その中に、あなた様に関する戸籍謄本等の交付請求が含まれていました。

つきましては、個人情報を保護し権利利益の侵害を防止するため、その事実に関する情報を次のとおりお知らせします。

1 戸籍謄本等の交付請求に関する情報

- (1) 不正取得者から交付請求がされた方の氏名
- (2) 証明書等の種別及び通数
- (3) 本籍又は住所
- (4) 筆頭者又は世帯主の氏名
- (5) 利用目的に関する事項
- (6) 交付年月日

2 戸籍謄本等の交付請求書の開示請求

あなた様に関する戸籍謄本等の交付請求書については、伊勢原市個人情報保護条例に基づく開示請求ができます。

3 お問い合わせ先

この通知に関する照会や交付請求書の開示請求方法等のお問い合わせは、事務担当までお願いいたします。

(事務担当)